

作成日：2015年11月7日

大韓民国

特許庁の所在地：

Korean Intellectual Property Office (KIPO)
Government Complex-Daejeon Building 4, 189, Cheongsa-ro, Seo-gu,
Daejeon 35208, Republic of Korea

TEL: 82-42-481-8637

FAX: 82-42-472-9314

E-mail: kipoicd@kipo.go.kr

Website: <http://www.kipo.go.kr>

目 次

〈共通情報〉

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無（存在する場合は連絡先も含む）
5. 出願言語
6. その他関係団体（連絡先）
7. 特許情報へのアクセス方法

〈特許制度〉

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から特許までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続きの概要（国内段階移行期限等）
11. 留意事項

〈実用新案制度（存在する場合）〉

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. （無審査登録制度の場合）第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続きの概要（国内段階移行期限等）
12. 留意事項

〈意匠制度〉

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

〈商標制度〉

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (3) 特許協力条約 (PCT)
- (4) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC)
- (5) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (6) 標章登録のための商品・サービスの国際分類に関するニース協定 (Nice Agreement)
- (7) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (Madrid Protocol)
- (8) 商標法条約 (TLT)
- (9) 植物新品種保護に関する国際条約 (UPOV)
- (10) 世界貿易機関設立協定 (WTO)
- (11) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)
- (12) 意匠の国際登録に関するハーグ協定 (Hague Agreement)

2. 特許審査ハイウェイ実施状況

日本国特許庁のウェブページに特許審査ハイウェイ (PPH: Patent Prosecution Highway) の実施状況について詳細の説明があります。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm

日韓 PPH、PCT-PPH については、以下を参照下さい。

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/nikkan_highway_program.htm

3. 現地代理人の必要性有無

韓国に居所または事業拠点を有していない出願人は、現地代理人（登録弁理士、弁護士）を選任しなければなりません。

4. 現地の代理人団体の有無

大韓弁理士会 (Korea Patent Attorneys Association)

1497-13 Seocho3-dong, Seocho-gu, Seoul, Korea 137-870

TEL: 82-2-3486-3486 FAX: 82-2-3486-3511

Email: kpaas@kpaas.or.kr

5. 出願言語

韓国語又は英語です。

6. その他関係団体

韓国発明振興会(Korea Invention Promotion Association)

Korea Intellectual Property Service Center 647-9,

Yeoksam-Dong, Gangnam-Gu, Seoul, Korea CPO Box: 135-980

TEL: 82-2-3459-2796 FAX: 82-2-3459-2819

Website: <http://www.kipa.org/>

7. 特許情報へのアクセス方法

<http://www.kipris.or.kr>

http://eng.kipris.or.kr/eng/main/main_eng.jsp (英語サイト) でアクセスすることが可能です。

特許庁新興国等知財情報データベース

韓国特許審判院での特許/実用新案/商標/意匠の審決の調べ方

<http://www.globalipdb.jpo.go.jp/etc/306/>

特許制度

1. 現行法令について

韓国は1946年に特許法を創設し、1980年にパリ条約に加盟し、1984年8月10日からPCTによる国際出願を受理するようになりました。

特許法は、今日まで度々改正されてまいりました。

以下では、2013年度の改正法以降から今日までの改正法の主な内容について説明します。

(1) 2013年3月22日及び7月1日施行の改正法の主な内容：

- ①分割・変更出願の場合の優先権証明書の提出時期の変更
- ②正当権利者による出願審査請求期間の緩和
- ③出願回復の機会の拡大
- ④手数料の返還対象の拡大
- ⑤新規性の規定内容の変更
- ⑥複数回の補正があった場合におけるその取扱いの変更

(2) 2015年1月1日施行の改正法の主な内容：

- ①出願日認定要件から請求の範囲の記載の除外
- ②外国語書面出願制度の導入
- ③PCT出願による外国語特許出願の補正の範囲
- ④PCT出願による外国語特許出願の翻訳文提出特例期間の導入
- ⑤先の出願がPCT出願による外国語特許出願の場合における拡大された先願の地位
- ⑥拒絶査定に対する再審査請求と拒絶査定不服審判の関係の明確化
- ⑦訂正審判請求の制限
- ⑧情報提供の時期の拡大

(3) 2015年7月29日施行の改正法の主な内容：

- ①新規性喪失の例外の適用に関する手続き期間の拡大
- ②分割出願可能な時期の拡大

以上、改正法の内容については、出願から特許までの手続きの項目において説明します。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

2011年7月1日施行の改正法により、明細書に背景技術の記載が義務付けられることとなりました。

2015年1月1日施行の改正法により、明細書(必要な図面含む)の提出により、請求の範囲の記載がない場合でも、出願日が認定されることとなりました。但し、出願日又は優先日から1年2ヶ月以内に請求の範囲を提出する必要があります。

(3) 必要な図面 (Drawings) 及び要約書 (Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願と同時に提出できない場合には、出願日から2ヶ月以内に提出することができます。

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

従来は、優先権証明書を提出しなければなりませんでした。韓国と日本の特許庁間で電子的書類交換システムの採用により、その提出が不要となりました。

(6) 優先権証明書の翻訳文

提出は不要です。

3. 料金表 (単位: 韓国ウォン (KRW) です。)

(1) 出願料金

① オンラインによる出願の場合	46,000
② 書面による出願の場合	66,000
用紙 20 頁を超える 1 頁当たり加算額	1,000

(2) 実体審査請求料金

① 基本料金	143,000
② 1 クレーム当たりの加算額	44,000

(3) 早期審査請求料金 200,000

(4) 再審査請求料金

① 基本料金	100,000
② 1 クレーム当たりの加算額	10,000

(5) 拒絶査定不服審判請求料金

① 基本料金	150,000
② 1 クレーム当たりの加算額	15,000

(6) 特許料

① 1~3 年度 (登録料) (3 年度分一括納付)	45,000
1 クレーム当たりの加算額 (3 年度分一括納付)	39,000
② 4~6 年度年金 (各年度当たり)	40,000
1 クレーム当たりの加算額 (各年度当たり)	22,000
③ 7~9 年度年金 (各年度当たり)	100,000
1 クレーム当たりの加算額 (各年度当たり)	38,000

④10～12年度年金（各年度当たり）	240,000
1クレーム当たり加算額(各年度当たり)	55,000
⑤13～15年度年金（各年度当たり）	360,000
1クレーム当たりの加算額(各年度当たり)	55,000
⑥16～25年度年金（各年度当たり）	360,000
1クレーム当たりの加算額(各年度当たり)	55,000

4. 料金減免制度について(存在する場合)

- (1)出願人すべてが個人の発明者または小規模企業であり、命令で定められた事実を証明する文書を提出すれば、企業規模に従い出願料・審査手数料及び最初の3年間の特許登録料について70%または50%の減額を受けることができます。
- (2)出願審査手数料は、EPOが国際調査報告を作成している場合には、10%減額されます。
- (3)韓国特許庁が国際調査報告又は国際予備審査報告が作成されている場合には、30%減額されます。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度が採用されております。

8. 出願から特許までの手続きの流れ(フローチャート及び期限等を含む説明)

(1)出願

①2015年1月1日施行の改正法により、「請求の範囲」の記載がない出願の場合でも、出願日が認定されることになりました。

但し、出願日（又は優先日）から1年2ヶ月以内に請求の範囲を提出しなければなりません。

請求の範囲を提出しなかった場合、出願は取下げられたものとみなされます。

この改正法は、2015年1月1日以降の出願について適用されます。

②2015年1月1日施行の改正法により、外国語（英語）で出願が可能となりました。

但し、出願日（又は優先日）から1年2ヶ月以内に韓国語翻訳文を提出する

必要があり、提出しない場合出願は取下げられたものとみなされます。

この改正法も、2015年1月1日以降の出願について適用されます。

(2) 審査手続

①出願書類が提出されると、「方式審査」が行われます。

②適法な特許出願は、特許出願の日から（優先権を主張した場合には、優先日から）1年6ヶ月経過後に「出願公開」が行われます。

③先願主義の内容の変更

従来は、同一発明に係る先の出願（以下、先願）が拒絶された場合、後の出願（以下、後願）に係る出願もその先願の存在により特許を受けることはできませんでした。

その後の改正により、先願に係る出願が最終的に拒絶された場合、その出願は出願されなかったものとみなされる取扱いとなりました。

その結果として後願に係る出願は、先願が公開されていない場合には、その先願の存在により拒絶されないことになりました。

④出願された発明の新規性等の特許要件についての「実体審査」は、出願の日から5年以内に「出願審査の請求」をすることにより開始されます。

発明の定義や特許要件はわが国とほぼ同様で、発明は、新規性（Novelty）を有し、かつ進歩性（Inventive Step）を有し、産業上利用できるものでなければなりません。

【新規性の内容】

以下に該当する場合、発明は新規性を有しません。

(a) 出願日（又は優先日）前に、発明が韓国又は外国で、公知、又は使用されている場合

(b) 出願日（又は優先日）前に、発明が韓国又は外国で、配布された刊行物に記載されている場合、又は

(c) 大統領令が定める電気通信回線を通じて公衆が利用可能になっている場合

2013年7月1日施行の改正法により、新規性の一部の規定が変更されました。即ち、電気通信回線の範囲の制限の撤廃です。

従前は、発明等が「大統領令が定める」電気通信回線を通じて公衆が利用可能になった場合にのみ、先行技術に地位が与えられていました。

改正法により、「大統領令が定める」部分が削除されました。その結果として、通常の電気通信回線を通じて公衆が利用可能となった発明についても、先行技術の地位を有することとなりました。

この規定は2013年7月1日以降の出願に適用されます。

【新規性喪失の規定の例外の適用】

以下の場合には、新規性の喪失の例外が適用されます。

- (a) 出願前 12 ヶ月以内に、特許を受ける権利を有する者の行為に起因して、発明が公開された場合
- (b) 出願前 12 ヶ月以内に、特許を受ける権利を有する者の意に反して、発明が公開された場合

【新規性喪失の規定の例外の適用を受けるための手続き】

- (a) 特許出願の際に、適用を受ける旨を主張すること
- (b) 特許出願の日から 30 日以内に証明書を提出すること

2015 年 7 月 29 日施行の改正法において、以下のように変更されました。

出願人が特許出願の際に、適用を受ける旨を主張しなかった場合においても、

- (i) 補正可能な期間内に、又は
 - (ii) 特許査定書の受領日から 3 ヶ月、若しくは設定登録の日のうち早い期間内に、主張及び証明書を提出することができるようになりました。
- なお、この規定は 2015 年 7 月 29 日以降に出願された韓国出願、2015 年 7 月 29 日以降の国際出願日を有する PCT 出願の韓国国内移行出願に適用されます。

- ⑤ 実体審査を受けるためには、出願日から 5 年以内に出願審査請求をする必要があります。

2013 年 7 月 1 日施行の改正法により、出願人の不責事由により審査請求や再審査請求ができる期間を遵守できなかった場合には、その事由が消滅した日から 2 ヶ月以内で、且つ当該期間満了日から 1 年以内に手続きをすれば、出願を回復できる旨の規定が導入されました。

更に、出願人の不責事由により、委任状の方式補正命令に対する補正や、手数料等の納付期限を徒過した場合の回復期間も従来の当該事由の消滅日から 14 日以内から、2 ヶ月以内に変更されました。

- ⑥ 実体審査の結果、審査官が拒絶理由を発見できない場合には特許査定が発行されます。その査定通知から 3 ヶ月以内に特許登録料を納付することにより特許権が特許庁の特許原簿に登録されて、特許権が発生します。

特許登録料は、1 年度から 3 年度年金を一括して納付しなければなりません。4 年度目以降は、毎年年金の納付が必要となります。

なお、猶予期間内（6 ヶ月以内）に特許登録料を納付できなかった場合に一定の条件下で特許権の回復を認める制度も導入されております。

- ⑦ 一方、審査の結果、拒絶すべき旨の理由が発見されると、その理由を明示した「拒絶理由通知書」が出願人に送られます。出願人はこの拒絶理由通知に対して、拒絶理由通知日から通常 2 ヶ月間拒絶理由を解消すべきその機会が与えられま

す。なお、この応答期間は請求により4ヶ月間延長することができます。
当該拒絶理由通知に対して、補正書等の提出により拒絶理由が解消されたと判断された場合には、出願は特許査定となります。

⑧一方、依然として拒絶理由が解消されていないと判断された場合には、出願は拒絶されます。

なお、提出した補正書により拒絶理由は解消したが、当該補正により新規事項が追加された場合には、最後の拒絶理由通知が発行されます。

⑨拒絶査定を受けた出願人は、当該査定に不服な場合には再審査請求（2009年7月1日以降の出願）又は拒絶査定不服審判を請求することができます。

(a) 再審査請求

拒絶査定を受けた場合、従来は更なる審査を受けるためには、必ず拒絶査定不服審判を請求し、請求日から30日以内に明細書等の補正をする必要がありました（所謂、審査前置制度です）。

ところが、2009年7月1日施行の改正法により、この審査前置制度が廃止され新たに再審査請求制度が導入されました。

この制度の下、拒絶査定を受けた場合には、拒絶査定不服審判を請求せずに再審査を受けることができるようになりました。

なお、明細書等の補正は、再審査請求と同時にする必要があります。

再審査で拒絶理由を解消されれば、特許査定が発行されます。

一方、再審査で拒絶理由を解消できない場合には、再度拒絶査定となります。

なお、今後は拒絶査定前に拒絶理由通知を発行して出願人に補正の機会を与える予定とのことです。

拒絶査定された場合、査定謄本送達日から30日以内に拒絶査定不服審判を請求することができます。但し、この場合は、明細書等の補正はできません。

(b) 拒絶査定不服審判の請求

拒絶査定を受けた場合その送達日から30日以内に拒絶査定不服審判を請求することができます。

なお、この場合は明細書等の補正はできません。

当該審判請求後は、審理の結果により審査に差戻されるか、又は拒絶査定を維持する審決がなされます。

⑩補正

原則として、特許査定前に明細書等の補正をすることができます。

但し、拒絶理由通知を受けた場合には、

(a) 意見書を提出する指定期間内

(b) 更なる拒絶理由通知を受けた場合は、意見書を提出する指定期間内

(c)再審査を請求した場合（2009年7月1日以降の出願）は、その請求と同時に補正をすることができます。

【複数回の補正があった場合の補正の取り扱い】

最後の補正よりも前に行われた補正は、取下げられたものとみなされることになりました。

この改正の目的は、最後に補正された発明を明確にし、審査対象を特定するためとのことです。

この規定は、2013年7月1日以降の出願に適用されます。

【外国語書面出願の場合】

外国語書面出願の場合、従来は韓国語翻訳文に記載された範囲内で明細書等の補正が許可されておりましたが、改正により出願時における外国語書面に記載した範囲内（原文記載範囲）で、誤訳訂正をすることができるようになりました。

この規定は、2015年1月1日以降の出願に適用されます。

【PCT出願による外国語特許出願の補正の範囲】

従来、明細書等の誤訳訂正は、韓国語翻訳文に記載された範囲内に制限されておりましたが、この度の改正により国際出願時の明細書等に記載された範囲内で、誤訳訂正が可能となりました。

この規定は、2015年1月1日以降の国際出願日を有する出願に適用されます。

⑪分割出願

従来は、最初の拒絶理由通知発行される前はいつでも、又は意見書提出期間内に、再審査請求と同時に、又拒絶査定不服審判請求と同時に、分割出願をすることができました。

【分割出願可能な時期の拡大】

この度の改正により、特許査定（Notice of Allowance）受領後においても分割出願することができるようになりました。具体的には、

(a)特許査定受領の日から3ヶ月以内、又は

(b)特許登録の日（Registration of Patent）のうちの早い方の期間内においても、分割出願が可能となりました。

この規定は、2015年7月29日以降に特許査定を受領した出願について適用されます。

⑫手数料返還対象

従来、出願後1ヶ月以内に出願人が出願を取下げた場合や、放棄した場合には、出願手数料及び審査請求料金が返還の対象とされていました。

【手数料返還対象の拡大】

この度の改正により、優先権主張手数料も返還の対象となりました。

この規定は、2013年7月1日以降の出願に適用されます。

⑬早期審査及び優先審査

次の場合には、優先審査の対象となります。

(a) 出願公開後、第三者が特許出願に係る発明を業として実施している場合、

又は

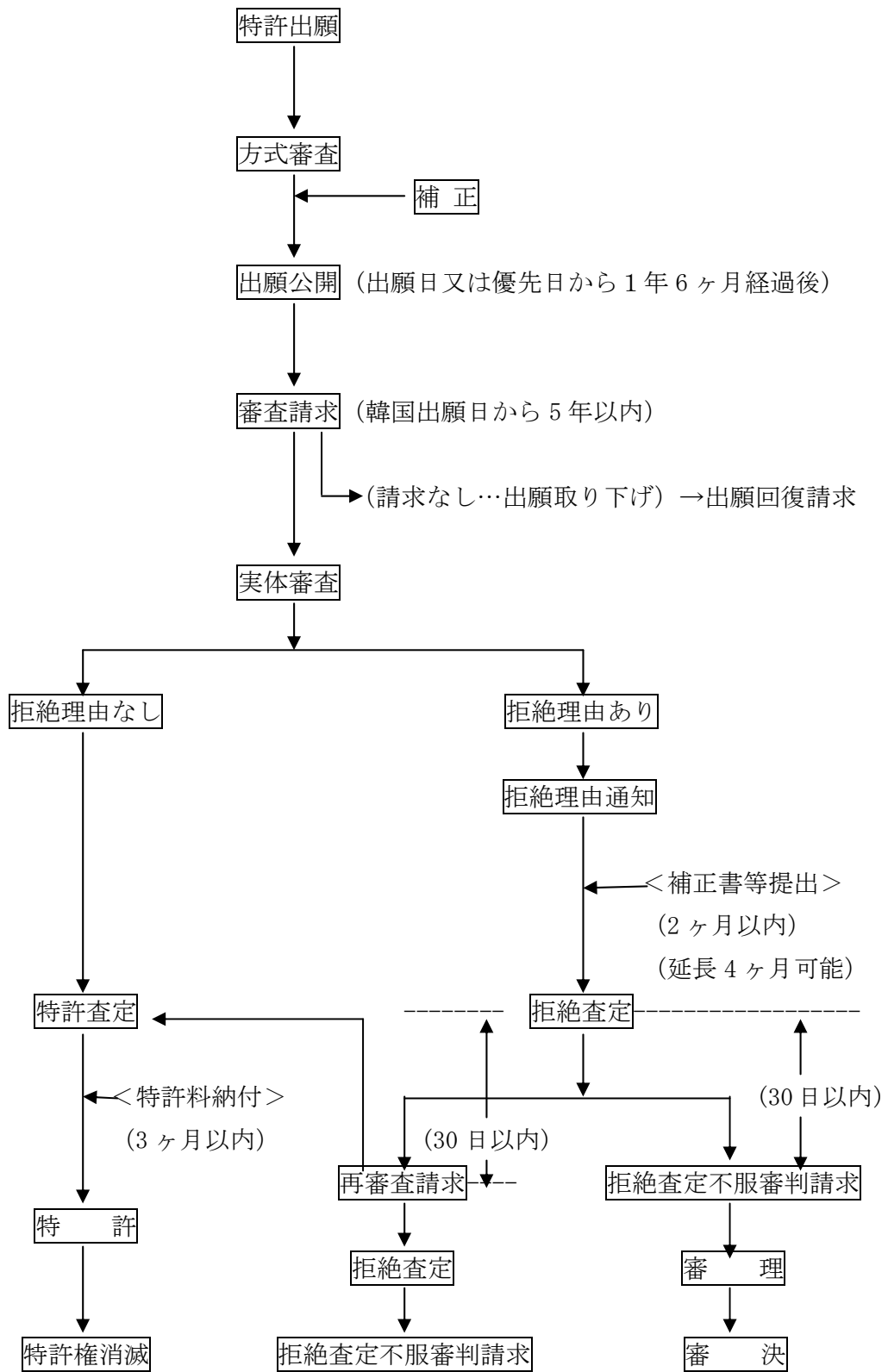
(b) 大統領令で規定する緊急措置を講じる必要があると認められる場合。

⑭第三者の情報提供

従来は、出願が審査段階にある場合に限り、第三者による情報提供が可能でした。

2015年1月1日以降は、出願が拒絶査定不服審判の段階にある場合にも、情報提供が可能となりました。

出願から特許までの手続きのフローチャート



日・韓特許審査ハイウェイ (PPH)

- (A) 日本国特許庁と韓国特許庁は、2006年11月の長官会合での合意に基づき、2007年4月1日から特許審査ハイウェイの申出の受付を開始しました。下記の要件を満たす特許出願の場合、申請人は所定の書類及び料金を韓国特許庁へ提出・納付することによって、日本特許庁の審査結果に基づいて優先審査を受けることができます。
- 優先審査の申請から審査着手までは2～3ヶ月（通常の韓国特許庁での審査待ち期間は約10ヶ月）ようです。

①優先審査の対象となるための基本要件

- (a) 対象韓国出願が、日本出願を優先権主張の基礎としていること、又は優先権主張のないPCT出願の国内段階移行出願であって、そのPCT出願が韓国特許庁と日本国特許庁を指定官庁に指定していること等、です。
- (b) 基礎となる日本出願が特許可能と判断された請求項を有すること
- (c) 対象韓国出願の全ての請求項が、基礎となる日本出願の中で、特許可能と判断された請求項に対応していること
- (d) 日本の実用新案出願を優先権主張の基礎にする特許出願は対象とはなりません。

②提出書類及び料金

- (a) 審査関連通知書の写し（1990年12月以降の日本出願の場合省略可能）を提出すること
 - (b) 特許可能と判断された請求項の写し及び韓国語または英語で作成されたその翻訳文（1990年12月以降の日本出願の場合省略可能）を提出すること
 - (c) 引用文献の写し（審査官が入手可能の場合省略可能）を提出すること
 - (d) 請求項の対応関係を説明する表（省略不可）を提出すること
 - (e) 優先審査申請説明書を提出すること
 - (f) 優先審査料金（通常ルートでの優先審査請求時と同額）を納付すること
- (B) PCT国際出願段階の審査結果物に基づくPCT-PPH：

上記PPHに加え、2012年7月1日からPCT国際段階の審査結果物を利用した特許審査ハイウェイ施行プログラムを開始しております。

- (C) IP特許審査ハイウェイの試行プログラムの開始(IP5 PPH)：

- ①韓国特許庁は、米国特許庁、欧州特許庁、日本国特許庁及び中国特許庁間において、2014年1月6日から3年間IP5特許審査ハイウェイの試行プログラムを開始することに合意しました。また、
- ②韓国特許庁は、米国特許庁、オーストラリア特許庁、カナダ特許庁、デンマーク特許庁、フィンランド特許庁、ハンガリー特許庁、アイスランド特許庁、イ

スラエル特許庁、日本国特許庁、ノルウェー特許庁、ポルトガル特許庁、ロシア特許庁、スペイン特許庁、スウェーデン特許庁及び英国特許庁と、2014年1月6日から、終了日を定めずにグローバル特許審査ハイウェイ（グローバル PPH） 試行プログラムを開始することに合意しました。

③上記 IP5PPH 及びグローバル PPH 試行プログラムは、国内の成果物を使用した特許審査ハイウェイ (PPH) 及び特許協力条約の成果物を利用した特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) の両方が含まれます。

9. 存続期間及びその起算日(権利の発生日)

- (1) 特許権の存続期間は出願日から 20 年です。設定登録日に権利が発生します。
- (2) 農薬や医薬等の発明に関し、わが国と同様に特許発明の実施ができなかった場合に、5 年を限度として存続期間の延長が認められています。

10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続きの概要(国内段階移行期限等)

(1) 国内段階移行期限：

従来は優先日から 31 ヶ月以内（即ち、国内書面提出期限）で、延長することができませんでした。

2015 年 1 月 1 日施行の改正法において、国内書面を国内書面提出期限満了の 1 ヶ月前から満了日まで提出し、翻訳文提出期限の延長を申請することにより、1 ヶ月間の延長が可能となりました。

従いまして、この場合には優先日から 32 ヶ月まで翻訳文を提出することができるようになりました。

この規定は、2015 年 1 月 1 日以降の国際出願日を有する PCT 出願に適用されます。

(2) 提出すべき書類：

次の韓国語による翻訳文の提出が必要です。

- ①国際出願時の明細書・クレーム・図面中の説明・要約
- ②19 条補正があった場合には、クレームの翻訳文のみの提出が可能。
- ③34 条補正があった場合には、当該補正書等の翻訳文。

(3) 従来は、国内段階移行と同時に審査請求をし、かつ同時に請求項を削除する補正書の提出した場合においても、請求項を削除した請求項の数による審査請求の料金の納付は認められていませんでした。

現在は、数年前の改正法によりかかる補正書の提出が認められることとなり、その結果として審査請求の費用は削除された請求項の数の料金のみを納付することが可能になりました。

(4) 拡大された先願の地位

従来、先の出願が PCT 出願による外国語特許出願の場合における拡大された先願の地位は、国際出願時における明細書等と韓国語翻訳文の双方に記載された部分にのみ認められておりました。

ところが、2015 年 1 月 1 日施行の改正法により、国際出願時における PCT 出願の明細書等に記載された範囲に認められることとなりました。

但し、かかる拡大された先願の地位が認められるためには、国際公開がされていること、及び韓国語による明細書等の翻訳文が提出されていることが必要となります。

11. 留意事項

(1) 冒頭でも述べましたように、過去数年間に新たな手続きに関する規定が導入され、又は従来の規定の内容が変更され、大幅な改正が行われてまいりました。

従いまして、それら新たに導入されて規定や変更された内容については、その適用時期がそれぞれ異なりますので、十分に留意して下さい。

(2) 外国語書面出願制度導入に伴う留意事項：

この度の改正により、明細書に発明の説明が記載されていれば、出願日が認定されることとなりました。

また、英語による出願も認められることになりました。

従いまして、例えば発明の説明だけを明細書に記載して、英語でもって出願をした場合には、英語による請求の範囲を明細書に含める補正をするとともに、優先日から 14 ヶ月以内に、韓国語による翻訳文を提出する必要がありますので、注意して下さい。

(3) 複数回補正をする場合の留意事項：

2013 年 7 月 1 日施行の改正法により、複数回補正がされた場合前に行われた補正は取下げられたものとみなされることになりました。

従いまして、補正を行う場合には必ず前の補正の内容を含むような補正が必要となりますので、留意して下さい。

(4) 期間延長に関して：

韓国は他の審査国と異なり、応答期限の延長に関しまして制限なく延長することができます。

但し、延長料金も回数ごとに金額が高くなっていきますので、十分留意して下さい。

(5) 訂正審判を請求する際の留意事項：

従来は、無効審判が係属中には、訂正審判を請求することができませんでした。2015 年 1 月 1 日施行の改正により、無効審判係属中に加え、訂正無効審判が係属中の場合も、訂正審判ができなくなりましたので、留意して下さい。

実用新案制度

1. 現行法令について

2015年1月1日施行の改正法が適用されております。

従いまして、以下、改正の主な項目だけを記載します。これらの項目の内容については、特許制度の内容を参照して下さい。

(1) 2013年3月22日及び7月1日施行の改正法の主な内容：

- ① 分割・変更出願の場合の優先権証明書の提出時期の変更
- ② 正当権利者による出願審査請求期間の緩和
- ③ 出願の権利回復の機会の拡大
- ④ 手数料返還対象の拡大
- ⑤ 新規性の規定の変更
- ⑥ 複数回の補正があった場合におけるその取扱いの変更

(2) 2015年1月1日施行の改正法の主な内容：

- ① 出願日認定要件から請求の範囲の記載の除外
- ② 外国語書面出願制度の導入
- ③ PCT 出願による外国語特許出願の補正の範囲
- ④ PCT 出願による外国語特許出願の翻訳文提出特例期間の導入
- ⑤ 先の出願が PCT 出願による外国語特許出願の場合における拡大された先願の地位
- ⑥ 拒絶査定に対する再審査請求と拒絶査定不服審判の関係の明確化
- ⑦ 訂正審判請求の制限
- ⑧ 情報提供の時期の拡大

2. 実用新案出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

(3) 図面 (Drawings) 及び要約 (Abstract)

図面は、必ず提出しなければなりません。

不提出の場合、出願は不受理処分となります。

(4) 委任状 (Power of Attorney)

3. 料金表 (単位：韓国ウォン(KRW))

(1) 出願料金

- | | |
|-----------------|--------|
| ① オンラインによる出願の場合 | 20,000 |
| ② 書面による出願の場合 | 30,000 |

用紙 20 頁を超える 1 頁当たり加算額	1,000
(2) 実体審査請求料金	
① 基本料金	71,000
② 1 クレーム当たりの加算額	19,000
(3) 優先審査請求料金	100,000
(4) 再審査請求	
① 基本料金	50,000
② 1 クレーム当たりの加算額	5,000
(5) 登録料	
① 1～3 年度 (登録料) (一括納付)	36,000
1 クレーム当たりの加算額 (3 年度分一括納付)	12,000
② 4～6 年度年金 (各年度当たり)	25,000
1 クレーム当たりの加算額 (各年度当たり)	9,000
③ 7～9 年度年金 (各年度当たり)	60,000
1 クレーム当たりの加算額 (各年度当たり)	14,000
④ 10～12 年度年金 (各年度当たり)	160,000
1 クレーム当たりの加算額 (各年度当たり)	20,000
⑤ 13～15 年度年金 (各年度当たり)	240,000
1 クレーム当たりの加算額 (各年度当たり)	20,000

4. 料金減免制度について (存在する場合)

出願人すべてが個人の発明者または小規模企業であり、命令で定められた事実を証明する文書を提出すれば、企業規模に従い出願料及び最初の 3 年間の実用新案登録料について 70%又は 50%の減額を受けることができます。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度が採用されております。

8. 出願から登録までの手続きの流れ (フローチャート及び期限等を含む説明)

保護対象となる考案は、物品の形状や構造又はその組合せと定義されています。

次の考案は登録を受けることができません。

- ①方法に関する考案
- ②定型性のない物質や材料
- ③公序良俗に反するおそれのある考案
- ④コンピュータプログラム、等です。

(1) 方式審査

出願が方式的要件を満たしていない場合には、特許庁長官より補正指令の対象となります。

(2) 出願審査請求の期限は、出願日から3年です。

(3) 基礎的要件の審査

無審査主義の下規定されていた基礎的要件の審査は、審査主義に移行したために廃止されました。

(4) 登録要件は特許出願と同様ですが、進歩性の基準は特許の場合よりも低い程度でもって足りるとされております。

(5) 不登録事由として、特許法では公序良俗に反するおそれのある発明、公衆の衛生を害するおそれのある発明が規定されていますが、実用新案法では、国旗又は勲章と同一又は類似する考案も追加されております。

(6) 審査の結果、登録要件を満たしていると判断された場合、登録査定がなされ査定日から所定の期間内に登録料金(1年度分から3年度分一括納付)の納付により、設定登録され、実用新案権が発生します。

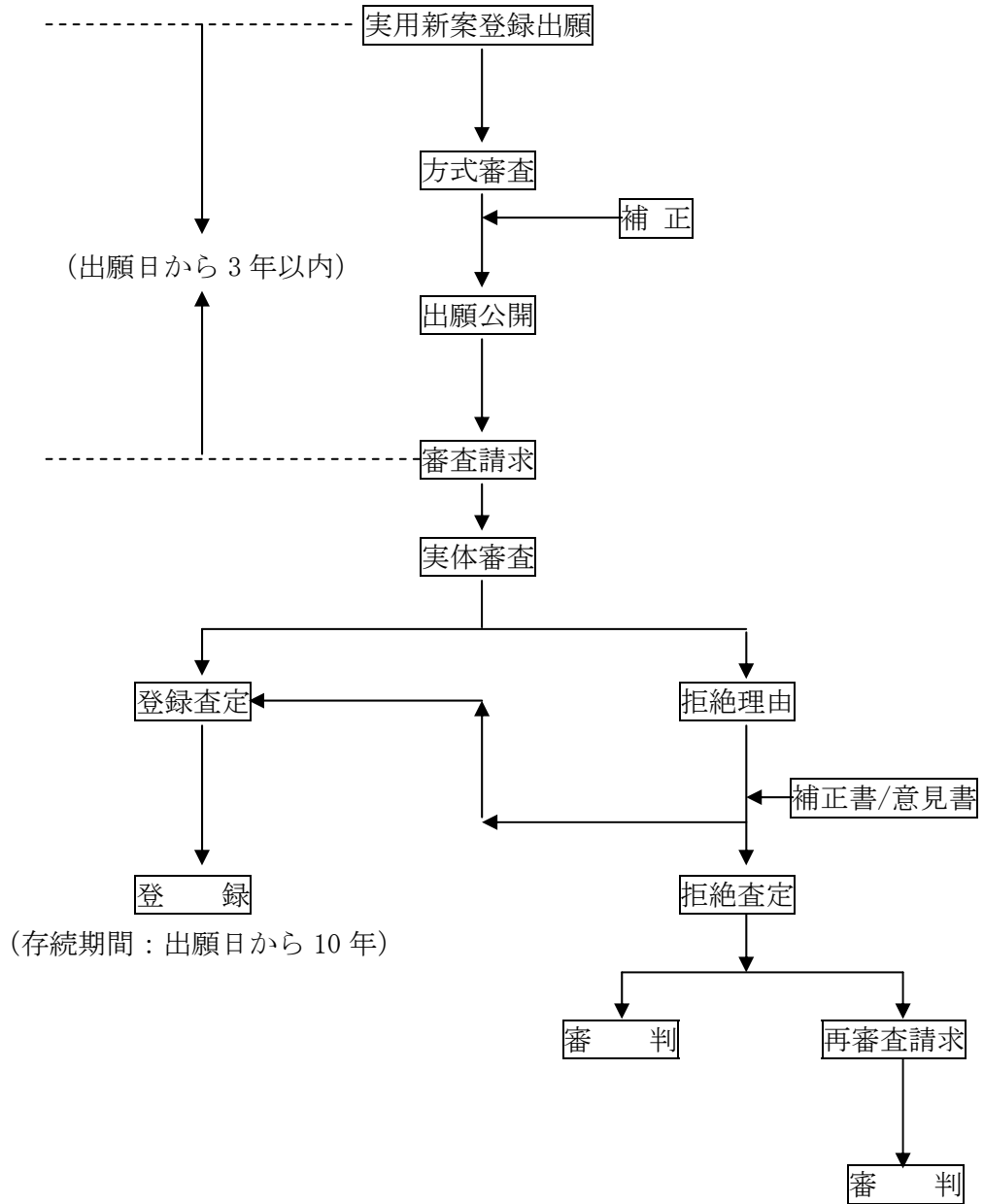
(7) 一方審査の結果、登録要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知が発行され、出願人は所定の期間内に補正書等を提出することができます。補正書等を提出したが、依然として拒絶理由が解消されていないと判断された場合、出願は最終的に拒絶査定がなされます。

(8) 拒絶査定を受けた場合、出願人は特許出願の場合と同様に再審査の請求又は拒絶査定不服審判の請求を選択することができます。

なお、出願人が拒絶査定に対して明細書等の補正を望む場合は、再審査の請求と同時に補正書を提出することができます。

(9) なお、特許出願が最終的に拒絶査定となった場合、拒絶査定不服審判請求できる期間内に、特許出願を実用新案出願に変更することができます。

出願から登録までの手続きのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 出願日から 10 年間です。
- (2) 実用新案権は、登録日から発生します。

10. （無審査登録制度の場合）第三者対抗要件について

審査登録主義となったため適用ありません。

11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続きの概要（国内段階移行期限等）

(1) 国内段階移行期限：

特許出願の場合と同様です。

(2) 提出すべき書類：

特許出願の場合と同様です。

- (3) なお、従来は、国内段階移行と同時に審査請求をし、かつ同時に請求項を削除する補正書の提出した場合においても、請求項を削除した請求項の数による審査請求の料金の納付は認められていませんでした。その後の改正法によりかかる補正書の提出が認められることとなり、その結果として審査請求の費用は削除された請求項の数の料金のみを納付することが可能になりました。

12. 留意事項

特許出願の場合と同様です。

意匠制度

1. 現行法令について

韓国の意匠法は、2003年5月11日施行、2005年7月1日施行、2007年7月1日施行、及び2009年7月1日施行、及び2014年7月1日施行の改正法が適用されております。

それぞれの主な改正法の内容は以下の通りです。

(1)2003年5月11日施行の改正法：

- ① 部分意匠制度の導入です。
- ② 拡大された先出願の範囲の拡大の導入です。
- ③ 組物の登録要件の緩和の採用です。

(2)2005年7月1日施行の改正法：

- ① 国内や外国で頒布された刊行物の掲載に関し、電気通信回路による公知が新規性喪失の事由に追加です。
- ② 無審査出願の対象案件に対して、新規性がない旨の情報が提供された場合には、その情報に基づき審査を行い拒絶することとする規定の導入です。
- ③ 新規なタイプフェイスを意匠として保護する規定の導入です。

(3)2007年7月1日施行の改正法：

- ① 先願主義に関する追加規定の採用です。
- ② 秘密意匠に関する追加規定の採用。
- ③ 実体審査と伴わない出願に関する追加規定の採用。

(4)2009年7月1日施行の改正法：

- ①再審査請求のシステムの導入です。

(5)2014年7月1日施行の改正法：

意匠権者の権利保護強化やハーグ協定に伴う国際出願及び国際意匠登録出願手続きを導入する目的のために、大幅に意匠法が改正されました。

主な改正法の内容は次の通りです。

- ①意匠創作性の要件の水準の引き上げです。
- ②拡大された先出願の適用の例外規定です。
- ③関連意匠制度の導入です。
- ④意匠権の存続期間の延長です。
- ⑤新規性喪失の例外主張の手続きです。
- ⑥複数意匠出願制度の意匠の取り扱いです。
- ⑦ハーグ協定による国際出願及び国際意匠登録出願手続きの導入です。

上記各項目の内容については、出願手続き等の該当箇所にて説明致します。

2. 意匠出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

現地代理人が作成します。創作者や出願人の氏名及び住所、優先権を主張する場合には最先の出願日等の情報を記載します。

(2) 意匠の対象となる物品 (Article)

(3) 図面又は写真等 (Drawings/Photograph)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人の住所・氏名の記載と捺印が必要です。

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

優先権を主張して出願する場合には、この証明書を出願日から3ヶ月以内に提出する必要があります。

3. 料金表 (単位：韓国ウォン(KRW)です。)

(1) 出願料金

① 実体審査のあるオンライン出願の場合	94,000
② 実体審査のある紙面による出願の場合	104,000
③ 実体審査ないオンライン出願の場合	45,000
④ 実体審査のない紙面による出願の場合	55,000

(2) 再審査請求料金

① オンライン出願の場合	30,000
② 紙面による出願の場合	40,000

(3) 優先審査請求料金

70,000

(4) 異議申立料金

50,000

(5) 登録料

① 実体審査のある出願の場合

1年度～3年度 (各年度当たり)	25,000
4年度～6年度 (各年度当たり)	35,000
7年度～9年度 (各年度当たり)	70,000
10年度～12年度 (各年度当たり)	140,000
13年度～15年度 (各年度当たり)	210,000

② 無審査の出願 (一部審査の用語へ変更されております) の場合

1年度～3年度 (各年度、1意匠当たり)	25,000
4年度～6年度 (各年度、1意匠当たり)	35,000
7年度～9年度 (各年度、1意匠当たり)	70,000
10年度～12年度 (各年度、1意匠当たり)	140,000
13年度～15年度 (各年度、1意匠当たり)	210,000

4. 料金減免制度について

減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

2種類の手続きが採用されております。

- ① 実体審査を伴う出願手続（デザイン審査登録）、及び
- ② 一部審査による出願手続（簡略手続）（デザイン一部審査登録）です。

6. 出願公開制度の有無

登録付与前の出願公開制度はありませんが、出願人は出願公開を請求することができます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度はありません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ(フローチャート及び期限等を含む説明)

- (1)改正前は、一部審査による出願手続の場合には、20個までの意匠を1出願できるとされておりました。

今回の改正により、審査出願、一部審査出願の区別はなく同じ類に属する物品について100個まで出願することが可能になりました。

- (2)韓国では、下記の2種類の出願手続方法が採用されています。

①一部審査による出願・登録

- (a)この手続きによる出願は、製品のライフサイクルの短い物品の意匠を対象としております。

例えば、衣類及びファッション雑貨用品（第2類）、繊維製品、人造及び天然シート織物類（第5類）、文房具、事務用品、美術材料、教材（第19類）が対象とされております。

- (b)この一部審査対象となる物品は、審査対象となる物品から区別されておりますが、出願人が誤って一部審査対象物品を審査対象物品として出願（又はその逆の場合）した場合、審査官は実体審査の段階において、意見書提出の機会を与え一部審査対象（或いは審査対象）に変更できるようにしているとのことです。

- (c)この一部審査による出願の場合、以下の内容について審査されます。

- (i)工業上利用可能性及び創作容易性について

- (ii)意匠登録を受ける権利を有する者による出願であるか否か

- (iii) 国旗、国章等と同一若しくは類似するか否か
- (iv) 公序良俗を害する恐れがあるか否か
- (v) 一部審査デザイン対象物品であるか否か
- (vi) 共同出願の規定に違反していないかどうか

等です。

- (d) 上記から、この出願は新規性や拡大された先出願や先願については審査されません。

出願が登録を備えるべき最小限の要件である工業上利用可能性と創作容易性等について審査し、新規性等に違反している場合には、異議申立てや無効審判で判断する手法が採られております。

- (e) 審査後、意匠が設定登録されますと、登録意匠の書誌事項及び図面が意匠公報に掲載され、登録公告されます。

この場合、一部審査で登録された意匠権に対しては、登録公告日から3ヶ月以内に何人も異議申立てをすることができます。

②実体審査を伴う出願・登録

- (a) この出願は、方式的要件、新規性及び登録性について審査されます。

- (b) 新規性について：

- (i) 出願日（又は優先日）前、意匠が国内や外国で公知、公用でなく、又国内や外国で頒布された刊行物に記載された意匠と同一、類似していないことが必要です。

- (ii) 出願に係る意匠が、先に出願された意匠、図面等で表現された意匠の一部で、後の出願後に公表されたものと同一又は類似しないことが必要です。

意匠登録前、6ヶ月以内における意匠の公表は新規性を喪失したものとみなされません。この例外の適用を受けるためには、公表日から6ヶ月以内に出願し、出願日から30日以内に証明書を提出しなければなりません。

【今回の改正法による変更の内容】

従来は、出願の際にその旨を主張し、出願日から30日以内に証明書を提出する必要がありました。

今回の改正法により、その手続き内容が、次のようになりました。

例外の規定の適用を受けるために、「出願の際」だけでなく、補正することができる期間内や登録後に異議申立てや無効審判を請求された場合にも、主張することができるようになりました。

- (c) 意匠創作性要件の水準の引き上げに関して：

従来は、国内の周知形状等に基づいて容易に創作することができるかどうか

かについて審査されました。

【今回の改正法による変更の内容】

国内の周知形状等から、外国の周知形状等へと拡大されました。

(d) 拡大された先出願の適用に関して：

従来は、先に出願された意匠の一部と同一又は類似の後の出願は、出願人が同一かどうかを問わず、一律に適用され拒絶の対象とされていました。

【今回の改正法による変更の内容】

出願人が同一の場合は、例外とされ、適用されないこととなりました。

(e) 関連意匠出願制度の導入（類似意匠出願制度の廃止）に関して：

今回の改正法において、関連意匠出願制度が導入されました。

<関連意匠出願の要件>

(i) 自己の本意匠にのみ類似すること

(ii) 関連意匠は、本意匠出願日から1年以内に出願されること

(f) 補正は、査定謄本の送達があるまで行うことができます。

(g) 実体審査の結果、登録要件を満たしていると判断された場合には、

登録査定書が発行され出願人は当該査定書発行日から3ヶ月以内に3年分の登録料を納付することにより意匠が登録され、登録証が意匠権者に発行されます。

(h) 一方、登録要件を満たしていないと判断された場合には、拒絶理由通知が発行され、出願人は当該理由通知発行日から2ヶ月以内に意見書や補正書の提出をすることができます。

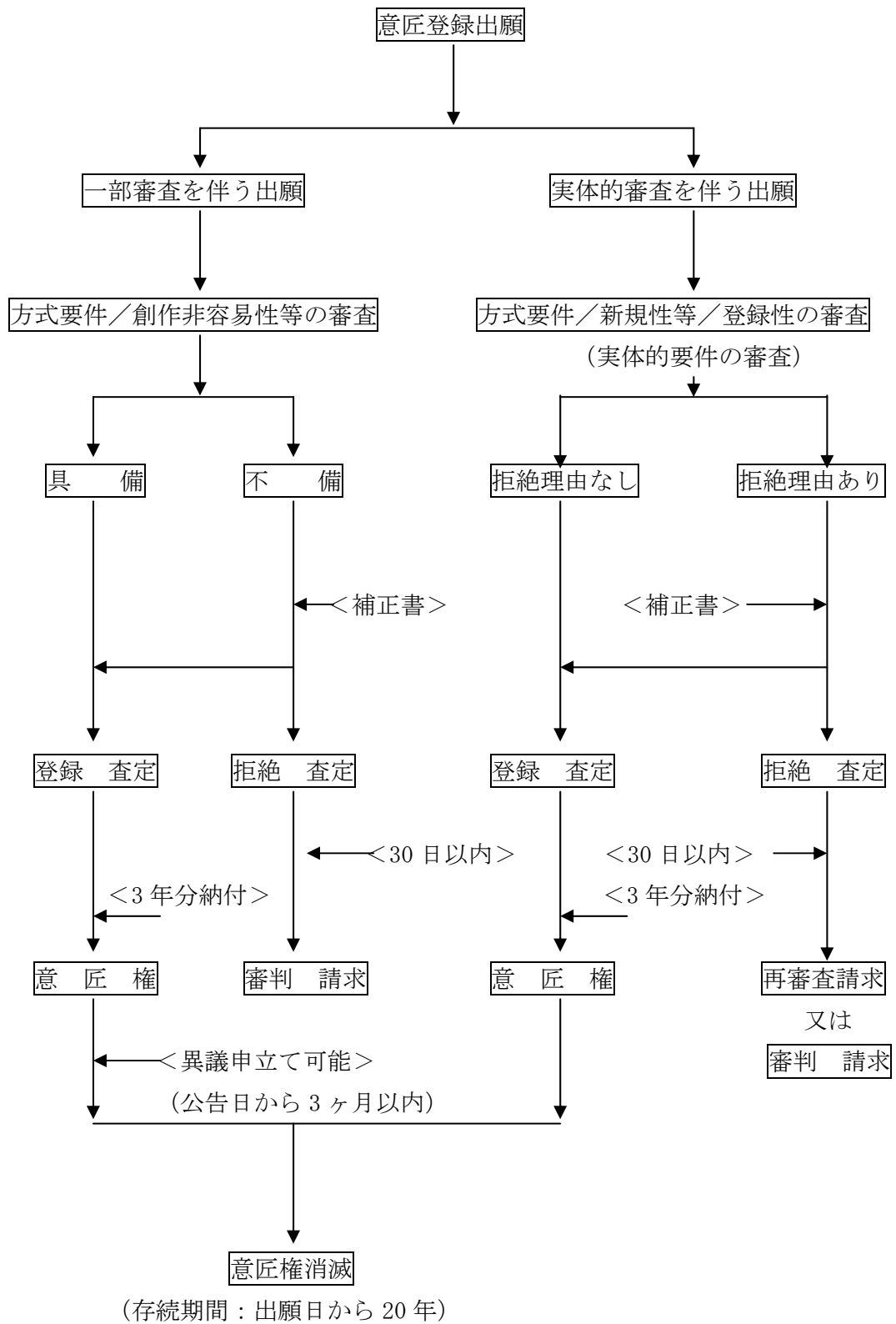
なお、この期間は延長を請求することができます。

(i) 意見書等の提出によっても、なお拒絶理由が解消していないと判断された場合には、出願は最終的に拒絶査定されます。

(j) 出願人が、拒絶査定に不服を有する場合には、査定謄本の送達日から30日以内に、図面等の補正を伴い、再審査の請求をすることができます。

なお、補正を望まない場合には、拒絶査定不服審判を請求することができます。

出願から登録までの手続きのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日(権利の発生日)

(1)出願日から20年です。

今回の改正法において、登録日から15年が、出願日から20年となりました。

(2)設定登録日から意匠権が発生します。

10. 部分意匠制度の有無

採用されております。

11. 留意事項

(1)意匠とは、物品の形状(物品の一部を含む)、模様、色彩又はそれらの結合であり、視覚性を有し、審美性を有するものと、定義されています。

なお、保護対象に、液晶ディスプレイ、携帯電話等に表示される画像イメージも含まれるようになりました。

(2)今回の改正法において、審査手続きによる出願、審査を行わずに登録を不要する手続きにおいて、同じ類に属する物品を100個まで出願することが可能になりました。

従前は、複数の意匠出願においてその一部に拒絶理由があった場合、当該拒絶理由を除去できない場合には、意匠全体が拒絶されておりました。

改正法においては、当該一部に対してのみ拒絶査定の対象となりますので、その点留意して下さい。

(3)関連意匠出願における時期的要件ですが、本意匠の出願日から1年以内となっておりますので、留意して下さい。

(4)一般的に、意匠出願に関しては登録前の出願公開制度は採用されておませんが、韓国においては出願人の請求により出願公開をする制度を採用しております。公開後、第三者が出願に係る意匠を業として実施している場合において、出願人が警告書を送付することを要件として、当該意匠出願が登録された場合、警告後から登録までの間の第三者に実施について損害賠償を請求することができますので、留意して下さい。

商標制度

1. 現行法令について

2005年7月1日施行、2007年1月1日施行、2007年7月1日施行、その後2012年3月15日施行の改正商標法が適用されています。

主な改正法の内容は、以下の通りです。

(1) 2005年7月1日施行の改正法の内容

- ① 地理的表示の団体商標登録制度が導入されました。
- ② 識別性のない商品の産地や著名な地理的名称の商標は不登録事由でしたが、地理的表示の団体商標で出願がされた場合には登録の対象となりました。

(2) 2007年1月1日施行の改正法の内容

- ① 指定商品の包括名称が許容されるようになりました。
- ② 卸・小売業がサービス業として認定されるようになりました。

(3) 2007年7月1日施行の改正法の内容

- ① ホログラム商標、動く商標の登録が可能となりました。
- ② 異議申立期間が2ヶ月に延長されました。
- ③ 先使用权の認定が改訂されました。
- ④ 周知商標立証要件が緩和されました。

(4) 2012年3月15日施行の改正法の内容

- ① 出願人の使用意思確認制度が導入されました。
- ② 非視覚的な音・匂いについて保護対象に追加されました。
- ③ 商品・サービス業に対する証明標章の規定が創設されました。

2. 商標出願時の必要書類

一出願多区分制を採用しています。

(1) 願書 (Request)

(2) 商標を使用する商品またはサービス及びその区分 (Goods/Service & Class)

(3) 商標見本 (Mark)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人の住所・氏名の記載、および捺印もしくは署名が必要です。
出願後2ヶ月以内に提出することができます。

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

優先権を主張するためには優先権証明書が必要です。

この証明書は出願日から3ヶ月以内に提出する必要があります。

3. 料金表（単位：韓国ウォン(KRW)です。）

(1) 出願料金	
① オンライン出願（1分類につき）	62,000
② 紙面出願（1分類につき）	72,000
(2) 登録料金（1分類につき）	211,000
① 最初の5年間（分割納付・1分類につき）	132,000
1分類当たりの追加料	132,000
② 後半の5年間（分割納付・1分類につき）	132,000
(3) 更新登録料金（1分類につき）	310,000
① 最初の5年間（分割納付・1分類につき）	194,000
② 後半の5年間（分割納付・1分類につき）	194,000
(4) 異議申立料金（1分類につき）	50,000
(5) 拒絶査定不服審判請求料金（1分類につき）	240,000

4. 料金減免制度について（存在する場合）

減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

公開制度は採用されておりません。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておりません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

出願は、方式的要件、登録性、先願登録商標との類似性について審査されます。

(1) 不登録事由

登録を受けることができない商標は主に以下の通りです

- ① その商品や役務の一般的名称のみからなる標章
- ② その商品や役務について慣用されている標章
- ③ その商品や役務の原産地、品質、効能、原材料等の標識等のみからなる標章
（記述的標章）
- ④ 他人の商品等と混同を生じるおそれのある商標
- ⑤ 公序良俗に反する商標

⑥韓国やパリ条約加盟国の国旗、紋章等と同一又は類似する標章

⑦先願の指定商品等について登録商標と同一又は類似する商標

(2) 出願された商標が不登録事由に該当するときは、拒絶理由が通知され、当該通知日から2ヶ月以内に意見書及び補正書を提出する機会が与えられます。

この拒絶理由通知に対して2回（各1ヶ月）延長を申請することができます。

(3) 当該拒絶理由に対して、意見書及び補正書が提出された場合、再度審査が行われ公告査定、又は拒絶査定がなされます。

拒絶査定がされた場合、当該査定日から30日以内に拒絶査定不服審判を請求することができます。

(4) 拒絶理由が解消した場合、公告査定され公告日から2ヶ月以内に何人も異議申立をすることができます。

異議申立がないとき、または異議申立が成立しないときは、登録査定されます。

登録査定謄本送達日から2ヶ月以内に、登録料を納付することにより商標は登録され、登録証が発行されます。

(5) 自発的な指定商品等の補正は、公告査定前に行うことができます。

但し、拒絶理由通知を受けた場合、異議申立を受けた場合、又は拒絶査定不服審判を請求した場合には、それぞれの以下の期間内に限定されます。

①拒絶理由通知を受けた場合は、指定された応答期間内

②異議申立を受けた場合は、答弁書提出期間内

③拒絶査定不服審判を請求した場合は、審判請求日から30日以内

(6) 損失補償請求権に関する制度

公告査定後、出願人は一定の要件下第三者が出願人の出願に係る商標を使用した場合には、業務上の損失として補償金を請求することが出来るようになりました。公告査定前の場合においても同様です。これは、出願人の業務上の信用を登録前においても保護するためです。

なお、この請求権の行使の時期は登録後です。

(7) 異議申立て

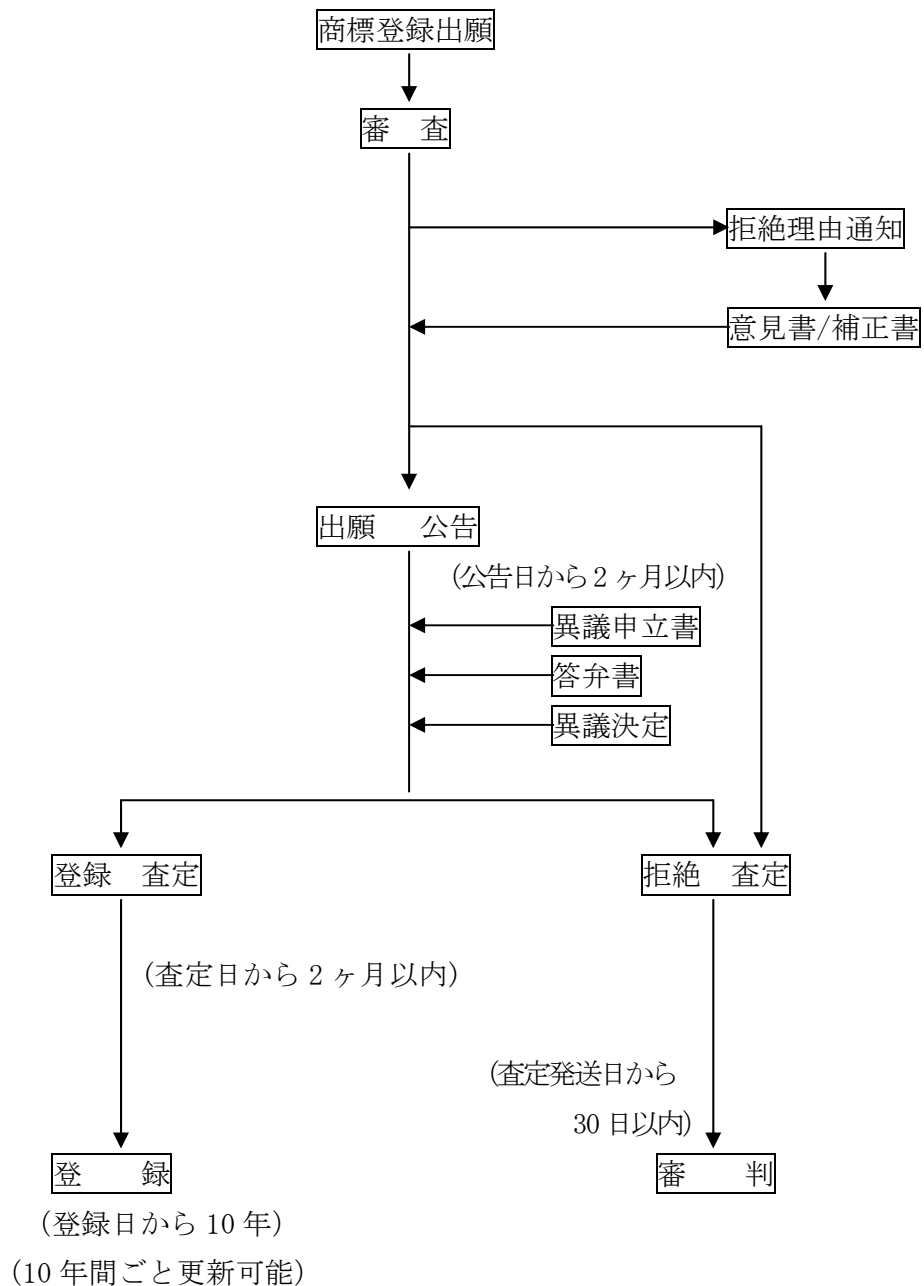
①出願公告日から2ヶ月以内に、何人も異議申立てを行うことができます。

②異議申立理由は、拒絶理由と同様で、異議申立理由及び証拠は異議申立期間経過後30日以内に補正することができます。

③異議申立は出願人に通知され、出願人は所定期間内に答弁書を提出することができます。

④その後、異議申立てについて決定（異議申立て理由あり／理由なし）が行われ、異議決定に対しては審判請求をすることはできません。

出願から登録までの手続きのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 登録日から10年です。設定登録により権利が発生します。
- (2) 更新は、期間満了前1年以内にする必要があります。

10. 出願時点での使用義務の有無

使用義務はありません。

なお、商標法3条が「商標の使用意思」を要求しているにも拘わらず、拒絶理由等

にはなっておりませんでした。

2012年3月15日発効の改正法により、審査官が出願人の商標の使用意思の有無に関して、合理的な疑義がある場合には3条違反として、拒絶理由通知が発行されることとなりました。

11. 保護対象

- (1) 商標とは、文字・記号・図形等の組合せであって、自己の商品等を他人の商品等から識別することができる標識と、定義されています。

サービスマークとは、自己のサービスを他人のサービスから区別するために、サービス事業を行っているものが使用する商標です。

なお、立体的な商標・サービスマークも保護対象とされています。

- (2) なお、2012年3月15日発効の改正法により、「音やにおい」の視覚的に認識することができない商標であっても、標章自体が機能的でなく、聴覚的、臭覚的な特徴が見本により特定されることにより、登録を受けることができるようになりました。

但し、「音や匂い」の商標は、原則として商標として特別顕著性は有していないとみなされ、継続的な使用により特別顕著性を有することとなった旨を立証する証拠を提出することにより、例外的に登録を受けることができるものです。

12. 留意事項

- (1) 従来、商品及び役務は「第15類 楽器」及び「第38類 放送」のように包括的には指定出来ず、具体的に、例えば、「第15類 ギター、バイオリン、ピアノ」及び「第38類 テレビジョン放送」のように指定しなければなりませんでした。2007年1月より指定商品の包括名称が許容されることとなりました。

但し、かかる包括名称による指定が認められる範囲は、施行後時期を分けて段階的に認定される予定です。

- (2) 不使用による取消

登録商標が指定商品又はサービスについて継続して3年以上使用されていないときは第三者の請求により登録を取消することができます。